

政策会議報告書

平成27年10月6日

報告者 総務部長

件名	職員の人事評価の実施について		
要旨	<p>職員の人事評価につきましては、既に課長補佐級以上の職員において実施しているところですが、地方公務員法の改正に伴い、平成28年度から全職員に人事評価を実施することが義務付けられました。</p> <p>そこで、本年10月に実施する平成27年度上半期分の人事評価から、全職員に対してより「人を育て、活かす」ことを主眼に、新たな人事評価制度を試行的に実施しますので報告します。</p> <p>なお、実施通知につきましては、9月末に第1次評価者宛に送付しています。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 人事評価制度（試行版）の趣旨 今回の試行実施より、①職員が今後の自己成長に役立てること、②適材適所の配置を実現し職員が能力を最大限に発揮し能力を高めることの2点に重点を置き、より「人を育て、活かす」ための制度として実施するものです。</p> <p>2 これまでの人事評価制度との変更点 ・人事評価の対象を全職員へ拡充 ・本人評価の実施 ・評価結果の開示</p> <p>3 評価対象期間 平成27年度上半期分：平成27年4月1日から9月30日</p> <p>4 対象者 全職員（臨時職員及び非常勤職員は除く）</p> <p>5 評価表提出期限 11月4日（水） ※部に属する課等は次長・部長等を経由して副市長に、その他は直接副市長に親展文書をもって提出してください。</p>		
所管名	総務部 職員課	電話番号	04-2998-9048

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、31部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。